

会員規定

(目的)

第1条 この規定は、定款第2章「会員」に関する条文の運用および会員の権利と義務等について、定款第53条に基づいて定める。

(性格)

第2条 会員は、定款に定められた目的、事業内容をよく認識し、活動、事業、財政での支えとなるとともに、定款第3条の目的の実現に努める。

(会員の権利)

第3条 会員は、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1) 専門委員会、地区運営委員会、各種事業、イベント等に参加し、適正に活動する権利
- (2) 定款、本会員規定、情報誌『民家』等会員活動に必要な情報を受ける権利。
ただし、本規定第6条第1項第2号に定める友の会会員のうち正会員家族については、情報誌『民家』を送付しない
- 2 正会員は、本条第1項各号に加え、次号の権利を有し、正当に行使することができる。
 - (1) 総会に出席し、発言し、議決に加わる権利および総会開催請求権
 - (2) 役員への被選挙権、選挙権および解任権
 - (3) 理事会を傍聴する権利
 - (4) 理事会および常任理事会議事録等各種書類を閲覧する権利
 - (5) 役員選出規定、総会資料、総会議事録等必要な情報を受ける権利
- 3 友の会会員は、本条第1項各号に加え、次号の権利を有し、正当に行使することができる。
 - (1) 総会を傍聴する権利
 - (2) 総会議事録を閲覧する権利

(会員の義務)

第4条 正会員および友の会会員は、次号の義務を負う。

- (1) 本会員規定第6条に規定された会費等の納入義務
- (2) 活動に関するこの法人からの問い合わせに対し誠実に返答、説明および報告する義務

(会員の禁止事項)

第5条 会員相互の平等原則およびこの法人の規律と円滑な運営のため、会員は次号の行為をしてはならない。

- (1) JMRAのシンボルマーク、ロゴタイプおよびコミュニケーションマークの無許可使用
- (2) JMRAシンボルマーク、ロゴタイプおよびコミュニケーションマークを使用した名刺の私的作成および使用
- (3) 民家バンクに関する情報の私的流用
- (4) 法人名の無許可使用による事業、イベント等の企画または実施

(会費)

第6条 定款第8条による会費等は次のとおりとする。

- (1) 正会員個人の会費は12,000円、正会員団体の会費は30,000円とする

- (2) 友の会会員の会費は 6,000 円とする。ただし友の会会員で学生または正会員の家族の場合、会費は 3,000 円とする
 - (3) 協賛会員個人および団体の会費は 100,000 円を 1 口以上とする
 - (4) 正会員の入会金は 10,000 円とする
- 2 会費は、入会月より翌年の入会月前月までの 1 年間の会費をいう。
 - 3 納入された入会金および会費は、定款第 11 条に定めるとおりいかなる理由をもってしても返還しないものとする。

(会費の納入)

第 7 条 会員は、毎年当該年度の会費を入会月に納入しなければならない。

(会費事務と滞納措置)

第 8 条 この法人は、会員に対し毎年入会月前月に翌年度の「会員継続依頼」を送付する。

- 2 会費の滞納については、次のとおり措置する。
 - (1) 3 ヶ月滞納の時点で「会員継続依頼」を再送付し、会費が納入されない場合は、本会員規定第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる情報の送付を停止する。
 - (2) 6 ヶ月滞納の時点で「会員継続依頼」を再送付する。
 - (3) 1 年滞納の時点で会費が納入されない場合は、定款第 9 条第 2 項第 4 号に基づき退会とみなし、会員登録を抹消する。ただし、会員が期限つき休会を申し出た場合はこの限りではない。

(会員の違反措置)

第 9 条 この法人は、会員が定款または規定等に違反した場合、次号のとおり措置することができる。

- (1) 会費以外の違反については、当該会員に違反内容を簡易書留の公文書で通知し、所定の「弁明書」の提出を求める。
 - (2) 公文書発信から 1 ヶ月を過ぎても「弁明書」が提出されない場合は、会員の権利停止を公文書で通知する。
 - (3) 定款第 10 条の弁明に関しては、旅費等当該会員の費用は本人負担とする。
- 2 定款または規定等に定めのない違反については、常任理事会で措置内容を決定し対処する。
 - 3 この法人が発信する違反措置文書は、常任理事会の承認を経て、代表理事名の公文書をもって行う。

(役員または職員の違反措置)

第 10 条 この法人の役員または職員が定款または規定等に違反した場合、会員はその内容を明示し、当該役員または職員の処罰を常任理事会に請求することができる。

- 2 常任理事会は、会員から第 1 項の請求があった場合、速やかに役員以外の正会員および監事からなる第三者機関を設置し、違反内容を調査するとともに厳正に措置し、調査結果および措置内容を請求した会員に報告しなければならない。

(規定の変更)

第 11 条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。

- 附則 この規定は、2001 年 6 月 1 日から施行する。
- 附則 この規定は、2001 年 10 月 26 日から施行する。
- 附則 この規定は、2005 年 5 月 21 日から施行する。
- 附則 この規定は、2007 年 5 月 19 日から施行する。